

和福障第6号
令和6年4月1日
(2024年)

障害児通所支援事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公印省略)

令和6年度報酬改定等に係る基本報酬及び加算の届出について

平素は本市障害福祉行政に多大なご尽力を賜りありがとうございます。

標記につきまして、令和6年度報酬改定において基本報酬や加算の見直しが行われましたので、以下のとおり届出を行ってください。

1. 提出期限 **令和6年4月24日(水) 必着**

2. 提出方法 郵送または持参

※本通知による届出書類は、従業者の員数等の報告とあわせて提出してください。その際、重複する書類は省略していただいてもかまいません。

3. 届出について

(1) 対象事業所

児童発達支援(センター含む)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

(2) 届出が必要な事業所

<基本報酬関係>

- ・(児童発達支援)未就学児等支援区分を判定するために通所加算別紙1の報酬算定区分に関する届出書を提出ください。※放課後等デイサービスの利用児童は含めないようご注意ください。

<加算の見直し関係>

- ・児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算、延長支援加算等令和6年度報酬改定にて新設・見直しのある加算を令和6年4月以降算定予定の事業所は「加算等の届出に必要な書類一覧」に従い、必要な書類を提出してください。
- ・看護職員加配加算は、前年度から引き続き算定しようとする場合で、加算算定要件の見直しや確認を行った結果、加算区分に変更がない場合も届出をお願いします。(重心型事業所のみ)

(3) 提出書類について

別添の「加算等の届出に必要な書類一覧」で必要書類を確認し、以下の市ホームページから様式をダウンロードして作成してください。

障害児通所支援事業の指定・変更・休廃止等各種様式ダウンロード (ページ番号 1024651)

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/shinseisyo_dl/1000409/1000387/1024651.html

4. 留意事項

※当該届出により、令和6年4月から遡及適用となるのは、前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算のみです。前年度実績に基づかない加算（例：福祉専門職員配置等加算）については、通常の取扱いとなります。

※届出・加算等に関する問い合わせが殺到することが予想されますため、問い合わせに対する回答にお時間いただきますことを了承願います。

★加算等の算定される単位数が「増える」場合
届出が月の **15 日以前**に行われた場合…翌月から算定開始
届出が月の **16 日以降**に行われた場合…翌々月から算定開始

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市福祉局社会福祉部

障害者支援課 事業所指定担当

Tel : 073-435-1060 Fax : 073-431-2840

Mail : shogaishashien@city.wakayama.lg.jp